

※こちらの様式（表面）は主に京都市内の青少年健全育成団体（例：ボーイスカウト、少年補導委員会等）を対象とした様式です。家族や単なる友人同士のグループ等は対象外となります。ご記入（申請）された団体は、後日、減免の内容確認及び審査に必要な資料についての連絡をします（担当から電話をします）。

なお、裏面の「不徴収等確認書」は全ての家族・団体に該当する可能性がありますので必ずご確認ください。

京都市野外活動施設花背山の家使用料の減免の取扱いに関する要綱 第3条関係 様式1

(様式1)

花背山の家使用料減免申請書兼決定書

申請日 年 月 日

(宛先) 京 都 市 長 様

申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

※団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称・代表者名を記入してください。

京都市野外活動施設花背山の家の使用料の還付及び減免する規則第2条の規定により、下記のとおり使用料の減免を申請します。

記

<記入方法>必要事項を記入し、該当項目に「○印」・「レ点」を付け、該当する人数をご記入ください。

使用期間・人数	年 月 日 () ~ 月 日 () ・ 利用者数 人			
宿泊形態	宿泊棟・ロッジのみ	テントのみ	宿泊棟・ロッジとテント	日帰り
使用施設	研修室	プレイホール	グラウンド	テニスコート

区分	チェック欄	減免率	項目概要	該当者数
宿泊等の 使用料	<input type="checkbox"/>	(※1)	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が中学生以下）におけるボランティア引率者	
	<input type="checkbox"/>	1/2	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が18歳以上）における18歳以上の方	
	<input type="checkbox"/>	(※2)	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が高校生）におけるボランティア引率者	
	<input type="checkbox"/>	免 除	京都市立学校の教職員が行う、その職務に係る研修	
	<input type="checkbox"/>	その都度 定める額	その他、花背山の家所長が特別な理由があると認める場合	
研修室等の 使用料	<input type="checkbox"/>	免 除	当該団体構成員全員の宿泊等使用料が「免除」の場合	
	<input type="checkbox"/>	1/2	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が18歳以上）における18歳以上の方が使用する場合	
	<input type="checkbox"/>	1/2	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業（事業参加者の主たる構成員が高校生）におけるボランティア引率者及び高校生が使用する場合	

(※1) 京都市野外活動施設花背山の家条例別表「小学校の児童及び中学校の生徒」の欄に掲げる使用料に減額します。

(※2) 京都市野外活動施設花背山の家条例別表「高等学校の生徒及び高等専門学校の学生」の欄に掲げる使用料に減額します。

* 来所前または来所当日の受付時に、根拠書類等の提出または提示をお願いする場合があります。

使用料減免決裁欄（申請者は、記入しないでください。）

上記「使用料減免申請」について、[申請のとおり ・ 朱書き訂正のとおり] 使用料の減免を決定する。

決裁欄（決定者 所長）	所 長	事業課長	課長補佐	企画運営係長	係 員		